

# 第5章

## 数値目標と

### 確保のための方策

(第3期東大和市障害福祉計画)

(白紙ページ)

## 第5章 数値目標と確保のための方策（第3期東大和市障害福祉計画）

### 第1節 平成26年度の数値目標

国の基本的な指針では、障害のある人の自立支援の観点から、市町村が策定する障害福祉計画において、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「入院中の精神障害者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行」について数値目標を設定することを求めています。

#### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### 【国の基本指針】

平成17年10月1日時点において、福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム・ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成26年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。

目標の設定に当たっては、平成17年10月1日時点の施設入所者の**3割以上が地域生活に移行すること**とするとともに、これにあわせて平成26年度末の施設入所者を平成17年10月1日時点から**1割以上削減すること**を基本とする。

なお、施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、ケアホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意すること。

※平成24年4月施行の児童福祉法改正により、障害者自立支援法のサービス受給者となる児童施設入所者は含めない。

### 【東京都の基本的考え方】

#### ア 施設入所者の地域生活移行に関する考え方

- ① 区市町村においては、平成26年度末において、平成17年10月1日時点を基準として施設入所者の**3割以上が地域生活へ移行すること**を基本に目標を設定すること。
- ② 区市町村が主体となり、施設入所者本人の意向確認や実態把握、関係者との連絡調整等を行い、施設から地域への切れ目のない支援につなげていく必要がある。また、地域移行した後も、区市町村により、グループホーム等における支援や単身生活希望者の支援等を含む体制の充実が図られることが求められる。
- ③ 東京都は、区市町村の方針を尊重しつつ、引き続き地域生活基盤の整備を進める観点で支援・調整を図りながら、東京都全域の見込量を設定する。

#### イ 入所施設の定員に関する考え方

- ① 区市町村においては、入所待機者等の状況を踏まえ、施設入所が真に必要な者について適切に把握し、**実情に応じて設定すること**。
- ② 東京都における入所施設定員数（施設入所者数）は、当面、平成17年10月1日現在の定員数を超えないよう努めている。引き続き事業者の積極的な取組を促しつつ、平成26年度末において、都外施設を含めた定員数が7,344人を超えないことを目標とする。

### 【市の目標設定】

項目	数値	説明
地域生活移行者数		
算定基礎数値（A）	42人	平成17年10月1日現在の施設入所者数
目標値	10人 (23.8%)	(A)のうち平成26年度末までに地域移行する予定者数
実績値	3人 (7.1%)	(A)のうち平成22年度末までに地域移行した者の数
施設入所者数		
算定基礎数値（A）	42人	平成17年10月1日現在の施設入所者数
目標値	42人	平成26年度末の施設入所者数 (A)と同数値。平成17年10月1日現在の施設入所者数を超えないものとする。
実績値	46人	平成23年10月1日現在の施設入所者数
(参考)待機者数	6人	平成23年10月1日現在の施設入所待機者数

## 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

### 【国の基本指針】

精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消を更に進めていくため、都道府県において、平成24年度から平成26年度までの入院中の精神障害者の退院に関する目標値を設定する。

① 1年未満入院者の平均退院率

精神科病院入院者のうち1年未満入院者の平均退院率を、平成20年6月の調査時点から平成26年度において、**7%相当分増加**させる。

② 5年以上かつ65歳以上の退院者数（高齢長期退院者数）

精神科病院入院者のうち5年以上かつ65歳以上の退院者数を、平成26年度において、直近の数から**2割増加**させる。

### 【東京都の基本的考え方】

精神障害者の地域移行については、都道府県において、目標を設定するとともに、入院中の精神障害者の地域生活移行に必要な地域相談支援及び障害福祉サービスの利用者数を推計することとされており、独自に把握している場合を除き、区市町村におけるサービス見込み量の算定に反映する必要がある。

### 【市の目標設定】

第3期障害福祉計画においては、都道府県が入院中の精神障害者の退院に関する目標値を設定することとされ、市において目標設定をする必要がなくなりました。

また、入院中の精神障害者の地域生活移行に必要な地域相談支援及び障害福祉サービスの利用者数を都道府県が推計し、それを市のサービス見込み量に反映させます。

以下、参考のため、東京都の当市に係る推計値を掲載します。

	サービス種別	単 位	24年度	25年度	26年度
地域相談支援	地域移行支援	月間利用者数（人）	1	1	1
	地域定着支援	月間利用者数（人）	0	0	0
障害福祉サービス	居宅介護 自立訓練（生活訓練）	月間サービス量 （時間、人日）	0	0	0
	就労継続支援B型 共同生活援助 共同生活介護	月間利用者数 （人）	0	0	0

### 3 福祉施設から一般就労への移行

#### 【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の**4倍以上**とすることが望ましい。

また、平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、**2割以上**の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、**3割以上**の者が就労継続支援（A型）事業を利用することを旨とする。

#### 【東京都の基本的考え方】

- ① 区市町村は、福祉施設からの一般就労移行者については、平成17年度実績を基準として**4倍を基本に**目標を設定すること。目標設定及び進行管理に当たっては、各区市町村において適切な実績の把握に努めること。
- ② 東京都においては、「区市町村障害者就労支援事業」による一般就労者数について、これまでの実績を踏まえつつ、引き続き事業を拡充し、平成26年度において、平成17年度実績を基準として**2倍以上**を目指すこと。
- ③ 就労移行支援利用者数の割合及び就労継続支援A型利用者の割合については、小規模作業所及び重症心身障害児（者）通所事業の法内化、特別支援学校からの進路状況等を踏まえて、**実情に応じて設定**すること。

#### 【市の目標設定】

項目	数値	説明
福祉施設からの一般就労移行者数		
算定基礎数値（A）	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標値	5人	平成26年度において施設を退所し、一般就労する者の数。第2期計画における平成23年度における目標値と同数値とする。
実績値	4人	平成18年度から22年度までに福祉施設を退所し、一般就労した者の数（累計）
区市町村就労支援事業による一般就労者数		
算定基礎数値（A）	0人	平成17年度において障害者就労支援事業を利用して一般就労した者の数
目標値	9人	平成26年度において障害者就労支援事業を利用して一般就労する者の数。第2期計画における平成23年度における目標値と同数値とする。

	実績値	0人	障害者就労支援事業が平成23年度から始まったため、平成22年度までの実績はない。
就労移行支援事業利用者数			
	算定基礎数値 (A)	415人	平成26年度末の日中活動サービス利用者数 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援) ※知的障害児施設入所者を含まず。
	目標値	12人 (2.9%)	平成26年度末の就労移行支援事業利用者数/ (A)
	実績値	8人 (2.9%)	平成22年度末の就労移行支援事業利用者数/ 平成22年度末の (A)
就労継続支援A型事業利用者数			
	算定基礎数値 (A)	272人	平成26年度末の就労継続支援事業利用者数
	目標値	0人 (0%)	平成26年度末の就労継続支援A型事業利用者数/ (A)
	実績値	0人 (0%)	平成22年度末の就労移行支援事業利用者数/ 平成22年度末の (A)

## 第2節 障害福祉サービス等の見込み量とその確保のための方策

国の基本的な指針では、各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み量とその確保のための方策を定めることとしています。市では、国の基本的な指針及び東京都の基本的考え方を踏まえて、平成24年度から平成26年度までの見込み量とその確保のための方策を定めます。

見込み量等は、第2期計画期間の各サービスの利用状況、旧法施設の新体系サービスへの移行状況、前節の数値目標、特別支援学校卒業見込み者数、転入者等を勘案して定めます。

※各表とも、平成21年度、22年度は実績数値。平成23年度は第2期計画における見込数値。平成24年度から26年度までは、第3期計画で定める見込数値です。

### 1 訪問系サービス

(1か月当たりの利用者数、利用時間数)

(単位：人、時間)

		21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
居宅介護	人数	112	123	78	143	153	163
	時間	1,151	1,251	1,542	1,450	1,550	1,650
重度訪問 介護	人数	22	15	21	17	18	19
	時間	5,250	4,589	7,760	5,400	5,800	6,200
同行援護	人数	—	—	—	18	19	20
	時間	—	—	—	3,500	3,600	3,700
行動援護	人数	1	1	6	2	3	4
	時間	7	10	66	20	30	40
重度障害者 等包括支援	人数	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
合 計	人数	135	139	105	180	193	206
	時間	6,408	5,850	9,368	10,370	10,980	11,590

#### 《サービス内容》

- 居宅介護…自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。家事援助、身体介護、通院介助、通院等乗降介助のサービス種別があります。障害程度区分1以上の方（障害児はこれに相当する状態）が対象となります。
- 重度訪問介護…重度の肢体不自由者であって、常に介護を必要とする方に、自宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援を総合的に行います。原則、障害程度区分4以上の全身性障害者が対象となります。
- 同行援護…視覚障害により、移動困難な方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の外出時に必要な支援を行います。

- 行動援護…知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する方に介助や外出時の移動の支援などを行います。障害程度区分3以上で行動障害のある方が対象となります。
- 重度障害者等包括支援…常時介護を要する障害のある人で特に介護の必要な程度が高いと認められた方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。障害程度区分6以上で意思疎通が著しく困難である等の方が対象となります。

《サービスの見込み量》

居宅介護、重度訪問介護、行動援護は、第2期計画期間の実績を踏まえて利用の伸びを見込みました。同行援護は、平成23年10月から設けられたサービスで、地域生活支援事業の移動支援（視覚障害）の実績をもとにサービス量を見込みました。重度障害者等包括支援は、対象者の基準、サービス提供事業者の体制等を考慮して0人と見込みました。

《見込み量確保のための方策》

平成23年10月1日現在、市内に居宅介護14か所、重度訪問介護14か所、同行援護9か所、行動援護3か所の事業所があります。重度障害者等包括支援の事業所はありません。近隣では、立川市に1か所、小平市に1か所、国立市に2か所あります。

市内及び近隣市の事業所を活用して提供体制を確保します。

サービス提供の質を確保するために、事業所連絡会等を随時開催します。

## 2 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

(1か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
生活介護(入所系)	17	33	46	46	44	42
生活介護(通所系)	11	46	56	75	81	84
合計	28	79	102	121	125	126

《サービス内容》

常に介護が必要な人におもに日中に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。障害程度区分が区分3以上（入所の場合は区分4以上）又は50歳以上の区分2以上（入所の場合は区分3以上）の方が対象となります。

《サービスの見込み量》

- 入所系…現入所者については、平成17年10月現在の数値（42人）を平成26年度の目標とします。なお、平成24年4月から法改正により知的障害児施設入所者1名が生活介護に移行しますが、見込数値には含みません。
- 通所系…平成24年度は、特別支援学校卒業生及び転入者に加え、法改正による重症心身障害児施設の成人の通所者分の増（15人）を見込みました。25年度以降は、特別支援学校卒業生等による増を見込みました。

《見込み量確保のための方策》

- 入所系…市外の事業者による施設入所支援と合わせて提供します。
- 通所系…①平成24年度、新体系移行等により市内にできる生活介護事業所により提供体制を確保します。②近隣市の生活介護事業所に定員拡大を要請し、提供体制を確保します。③（仮称）総合福祉センター建設計画の中で、生活介護の定員拡充を検討しています。

(2) 自立訓練

(1か月当たりの利用者数) (単位：人)

	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	3	2	0	3	4	5

《サービス内容》

- 機能訓練…身体障害者を対象に、自立した日常生活ができるよう、一定の期間（標準期間18か月）、身体機能向上のために必要な訓練を行います。
- 生活訓練…知的障害者、精神障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間（標準期間24か月、長期入所者の場合36か月）、生活能力向上のために必要な訓練を行います。

《サービスの見込み量》

- 機能訓練…市内・近隣に事業所がなく、対象者も見込みがありません。
- 生活訓練…知的障害者に加えて、今後、精神障害者の利用が見込まれます。

《見込み量確保のための方策》

現在、市内に自立訓練事業所はありません。近隣市の事業所を活用し、提供体制を確保します。

(3) 就労移行支援

(1か月当たりの利用者数) (単位：人)

	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
就労移行支援	13	8	8	10	10	12

《サービス内容》

一般就労を希望する方に、一定期間（標準期間24か月）、就労に必要な知識や能力を向上させる訓練や、適性にあった職場開拓、職場定着のために必要な支援を行います。

《サービスの見込み量》

第2期の計画期間に見込みを上回る利用があったため、平成24年度以降も利用が増えるものとして見込みました。

《見込み量確保のための方策》

現在、市内に就労移行支援事業所はありません。近隣市の事業所を活用し、提供体制を確保します。

#### (4) 就労継続支援

(1 か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
就労継続支援 A型	0	0	0	0	0	0
就労継続支援 B型	42	146	209	256	265	272

##### 《サービス内容》

- A型…企業等に就労することが困難な方に、雇用契約に基づき、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
- B型…企業等に就労することが困難な方に、雇用契約は結ばず、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。

##### 《サービスの見込み量》

- A型…市内及び近隣に事業所がなく、利用実績もありません。平成24年度以降も利用見込はなしとしました。
- B型…平成23年度末に、市内の小規模作業所等がすべて新体系に移行し、そのほとんどが就労継続支援B型に移行する見込みです。その他は、特別支援学校卒業生や転入者による増を見込みました。

##### 《見込み量確保のための方策》

市内では、新体系移行や新規事業所開設により、平成24年度にB型事業所が11か所となる見込みです。①新体系移行事業所等により提供体制を確保します。②近隣市の事業所を活用して提供体制を確保します。③(仮称)総合福祉センター建設計画の中で、就労継続支援の定員拡充を検討しています。

#### (5) 療養介護

(1 か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
療養介護	1	1	1	14	14	14

##### 《サービス内容》

医療を必要とし、常に介護を必要とする方に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。

##### 《サービスの見込み量》

対象が限定されるサービスであり、現在は利用者が1名のみですが、平成24年度から、法改正により重度心身障害児施設に入所している成人の方が、障害者自立支援法による支給決定者となるため、該当する13名分を増と見込みました。

《見込み量確保のための方策》

重度心身障害児施設は市内に1カ所、近隣市に数カ所あります。これらの施設で、提供体制を確保します。

(6) 短期入所

(1か月当たりの利用者数、利用日数)

(単位：人、日)

	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
利用者数(人/月)	26	35	24	35	38	42
利用日数(日/月)	167	219	113	220	240	260

《サービス内容》

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

《サービスの見込み量》

第2期計画期間において、見込みを大きく上回る利用がありました。この中には、介護者の病気などにより、長期間にわたって利用したケースもありました。第3期計画では、第2期の利用実績に基づいて利用を見込みました。

《見込み量確保のための方策》

①市内及び近隣市の事業所を活用して、提供体制を確保します。②(仮称)総合福祉センター建設計画の中で、短期入所の定員拡充を検討しています。

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助(グループホーム)

(2) 共同生活介護(ケアホーム)

(1か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
知的・身体障害者	38	46	36	52	57	63
グループホーム	6	6	5	7	7	8
ケアホーム	32	40	31	45	50	55
精神障害者	11	11	9	12	12	13
グループホーム	11	11	9	12	12	13
ケアホーム	0	0	0	0	0	0
合計	49	57	45	64	69	76
グループホーム	17	17	14	19	19	21
ケアホーム	32	40	31	45	50	55

《サービス内容》

- グループホーム…就労等の日中活動をしている方に、主として夜間、共同生活を行う住居において、相談、食事提供等の日常生活上の世話をを行います。
- ケアホーム…生活介護等の日中活動をしている方に、主として夜間、共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

《サービスの見込み量》

- 知的障害者・身体障害者…知的障害者について、第2期計画期間において、見込みを大きく上回る利用がありました。入所施設からの地域移行に際して利用することを見込みましたが、在宅からの利用がほとんどでした。第3期においては、施設入所者の地域移行に努めますが、在宅からの利用ニーズも高く、第2期の実績を踏まえて利用の伸びを見込みました。なお、平成21年度から身体障害者も利用できることとされましたが、設備、介護面の課題があり、重度身体障害者の利用は進んでいません。
- 精神障害者…通過型（原則利用期間3年）で運営されているため、利用はほぼ横ばいであると予測します。精神科病院入院者の地域移行に備えて微増の見込みとしました。

《見込み量確保のための方策》

現在、市内にグループホーム3か所（定員14人）、ケアホーム14か所（定員68人）があり、市内の方が36人利用しています。他は、他市の施設を利用しています。

とくにケアホームについて、市内事業者による施設設置の支援を今後も続けていきます。また、近隣市の事業者が市内に設置する場合、市からの利用者枠を設けるよう要請して、提供体制を確保します。

(3) 施設入所支援

(1か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
施設入所支援	17	32	46	46	44	42

《サービス内容》

施設に入所している方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

《サービスの見込み量》

現入所者については、平成17年10月現在の数値（42人）を平成26年度の目標とします。なお、平成24年4月から法改正により知的障害児施設入所者1名が施設入所支援に移行しますが、見込数値には含みません。

《見込み量確保のための方策》

現在、市内に入所施設はありません。市外の事業者により生活介護等と合わせて提供します。

#### 4 相談支援サービス

- (1) 計画相談支援
- (2) 地域移行支援
- (3) 地域定着支援

(1 か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
計画相談支援(人/月)	0	0	0	14	96	109
地域移行支援(人/月)	—	—	—	3	3	4
地域定着支援(人/月)	—	—	—	3	6	9

##### 《サービス内容》

- 計画相談支援…障害福祉サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。
- 地域移行支援…施設入所者または精神科病院に入院している者が地域移行をするために、住居の確保、事業所への同行等の支援を行います。
- 地域定着支援…居宅で単身等の地域生活が不安定な障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態に訪問等をして支援を行います。

##### 《サービスの見込み量》

- 計画相談支援…対象者を、平成24年度から平成26年度までの3か年で、段階的に障害福祉サービス全利用者に拡大します。
- 地域移行支援…施設から地域生活に移行する方、精神科病院を退院して地域生活に移行する方に支給します。
- 地域定着支援…居宅で単身等の地域生活が不安定な障害のある人に対し支給します。

##### 《見込み量確保のための方策》

現在、市内には、委託による指定相談支援事業所が1か所、その他の相談支援事業所が1か所あります。各障害福祉サービス事業所に相談支援事業者の指定を受けるよう促す等により、提供体制を確保します。

### 第3節 地域生活支援事業の実施に関する事項

国の基本的な指針では、市町村の実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、①実施する事業の内容、②各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、③各事業の見込み量の確保のための方策を定めることとしています。市では、国の基本的な指針及び東京都の基本的考え方を踏まえて、平成24年度から平成26年度までの見込み量とその確保のための方策を定めます。

※各表とも、平成21年度、22年度は実績数値。平成23年度は第2期計画における見込数値。平成24年度から26年度までは、第3期計画で定める見込数値です。

#### 1 相談支援事業

##### (1) 相談支援事業

	(実施箇所数)			(単位：箇所)		
	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
障害者相談支援事業	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	-	-	-	0	0	0
地域自立支援協議会	1	1	1	1	1	1

##### 《事業の内容》

福祉サービス及び社会資源の利用に関する相談・助言・紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための援助、地域自立支援協議会の運営等を行います。

##### 《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

##### ①障害者相談支援事業

精神障害者を対象とした相談支援事業を社会福祉協議会に委託して実施しています。平成24年度以降も継続して実施します。

身体障害者・知的障害者の相談支援事業については、(仮称)総合福祉センター建設計画の中で、実施を検討しています。

##### ②基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関との位置づけであるため、相談支援事業所の整備状況を踏まえて、設置について検討します。

##### ③地域自立支援協議会

平成21年度から実施しました。専門部会の活動を活発に行うほか、平成24年4月から法定化された趣旨を踏まえて、相談支援事業の充実や障害者虐待防止のために十分に機能が果たせるよう活性化を図ります。

(2) 市町村相談支援機能強化事業

(実施箇所数)

(単位：箇所)

	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
相談支援機能強化事業	1	1	1	1	1	1

《事業の内容》

専門的な相談支援等を要する困難ケースの援助を行うことなどを目的に、社会福祉士、精神保健福祉士等専門的職員を配置し相談機能強化を図ります。

《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

現在、精神障害者を対象として、社会福祉協議会に委託して実施しています。今後も、困難事例への対応等のため、関係機関との連携を図りながら支援を行っていきます。

身体障害者・知的障害者の相談支援機能強化事業については、(仮称)総合福祉センター建設計画の中で、実施を検討しています。

(3) 住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)

(実施箇所数)

(単位：箇所)

	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
住宅入居等支援事業	0	0	1	0	0	0

《事業の内容》

不動産業者に対する物件斡旋依頼、家主等との入居契約の支援、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整等を行います。

《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

事業の実施について検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

(年間の助成件数)

(単位：件)

	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
成年後見制度利用支援事業	0	1	1	1	1	1

《事業の内容》

成年後見制度の申立てに要する費用(鑑定費用、登記手数料、後見人の報酬の全部又は一部)を助成します。

《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

現在、市長申立ての場合、利用に係る費用を助成しています。平成24年度以降も継続して実施します。市長申立て以外の者への助成については、今後、検討します。

## 2 コミュニケーション支援事業

(単位：人)

	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
手話通訳者の派遣 (実利用者数)	15	16	16	17	17	18
要約筆記者の派遣 (実利用者数)	4	3	5	5	5	6
点訳・音訳支援事業 (実利用者数)	25	24	28	26	27	28
手話通訳者設置事業 (年間延利用者数)	0	0	0	120	140	160
奉仕員養成研修事業 (手話奉仕員登録者数)	10	10	17	14	15	16

### 《事業の内容》

- ①手話通訳者の派遣を行います。
- ②要約筆記者の派遣を行います。
- ③視覚障害のため情報取得に困難な方に、音声テープにした市報・こうみんかんだよりを希望者に配付します。
- ④公共施設等に手話通訳者を設置します。
- ⑤一般市民を対象とした手話講習会を実施し、ボランティアの育成と手話技術の向上を図ります。また、手話通訳者(手話奉仕員)養成講座を実施します。

### 《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

- ①手話通訳者の派遣事業は、委託により実施しています。平成24年度以降も継続して実施します。
- ②要約筆記者の派遣事業は、手話通訳者の派遣事業と合わせて委託により実施しています。平成24年度以降も継続して実施します。
- ③点訳、音訳による支援事業は、音声テープにした市報・こうみんかんだよりを希望者に配付しています。平成24年度以降も継続して実施します。
- ④手話通訳者の設置事業は、平成23年度から市役所において実施しました。平成24年度以降も継続して実施します。
- ⑤奉仕員養成研修事業については、現在手話講習会を実施しています。手話通訳者養成講座の実施について検討します。

### 3 日常生活用具給付等事業

(年間の給付件数)

(単位：件)

	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
介護・訓練支援用具	8	5	17	10	10	10
自立生活支援用具	22	19	33	20	20	20
在宅療養等支援用具	12	4	23	10	10	10
情報・意志疎通支援用具	12	9	55	15	15	15
排せつ管理支援用具	1,836	1,896	1,900	2,020	2,080	2,140
居宅生活動作補助用具	0	2	9	3	3	3
合 計	1,890	1,935	2,037	2,078	2,138	2,198

#### 《事業の内容》

障害のある人が日常生活を容易にするための日常生活用具を購入した場合に、その用具の購入に要する費用を支給します。

#### 《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

- 現在実施しています。
- 平成24年度以降も継続して実施します。
- 給付種目について、自立支援のための必要性を勘案して見直し・拡充を図ります。

### 4 移動支援事業

(1か月当たりの利用者数、利用時間)

(単位：人、時間)

		21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
個別支援型	人数	115	127	125	120	125	130
	時間	1,089	1,307	1,377	1,100	1,200	1,300
グループ 支援型	人数	0	0	11	0	0	0
	時間	0	0	110	0	0	0

#### 《事業の内容》

屋外での移動が困難な障害のある人が、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に介護者を派遣して移動を支援します。

#### 《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

- 現在、個別支援型を実施しています。
- 平成24年度以降も継続して実施するとともに、登録事業者の拡大に取り組み、利便性の確保に努めます。
- 平成23年10月から視覚障害者の移動支援が、自立支援給付の同行援護になったため、視覚障害者分（22年度実績で利用者17人、月284時間）を除いて見込みました。

○グループ支援型については、現状では利用者のニーズが少ないため、平成24年度以降、実施の必要性について検討します。

## 5 地域活動支援センター

(実施箇所数、実利用者数)

(単位：箇所、人)

		21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
I型	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	118	123	127	134	140	146
II型	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	50	59	80	65	70	75

### 《事業の内容》

基礎的事業として、創作的活動、生産活動の機会の提供等、社会との交流促進の支援を行う事業を実施します。

また、基礎的事業に加え、地域活動支援センターI型では、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進の啓発事業等を実施します。

地域活動支援センターII型では、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施します。

### 《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

○地域活動支援センターI型は、東大和市精神障害者地域生活支援センターウエルカムで精神障害者を対象に、同II型は、市立みのり福祉園で身体障害者を対象に実施しています。

○平成24年度以降も継続して実施します。

○（仮称）総合福祉センター建設計画の中で、身体障害者・知的障害者対象の事業の拡充を検討しています。

## 6 その他の事業

上記の必須事業以外の事業で、自立した日常生活、社会生活を営む上で必要な支援事業として以下の事業を実施します。

### (1) 訪問入浴サービス事業

(1か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
訪問入浴サービス事業	13	17	16	19	20	21

### 《事業の内容》

入浴困難な在宅の重度障害者に対して、週1回入浴巡回車を派遣し、組立式浴槽による

入浴のサービスを実施します。

《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

現在実施しています。

平成24年度以降も継続して実施します。

## (2) 更生訓練費給付事業

(1か月当たりの給付者数)

(単位：人)

	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
更生訓練費給付事業	15	0	4	2	2	2

《事業の内容》

施設に入所又は通所している障害のある人で、社会復帰のための訓練を受けている者に対しその訓練を効果的に受けられるよう必要な経費に充てるための金銭を給付します。

《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

現在、対象者がいません。対象者要件を満たす者に対して適正に給付します。

## (3) 就職支度金給付事業

(年間の給付者数)

(単位：人)

	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
就職支度金給付事業	1	0	5	5	5	5

《事業の内容》

施設に入所又は通所している障害のある人が、就職等により施設を退所する場合に就職支度金を給付します。

《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

対象となる方に給付します。

平成24年度以降も継続して実施します。

## (4) 日中一時支援事業

(実施箇所数、1か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
実施箇所数	5	6	6	7	7	8
実利用者数	17	17	24	20	22	24

《事業の内容》

障害のある人に対し事業者の施設等において日中一時的に排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

現在実施しています。

平成24年度以降も継続して実施します。登録事業者の拡大に努めます。

(5) 自動車運転免許取得費助成事業

(年間の助成者数)

(単位：人)

	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
自動車運転免許取得費助成事業	2	1	3	3	3	3

《事業の内容》

自動車運転免許を取得する障害のある人に対して、運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

現在実施しています。

平成24年度以降も継続して実施します。

(6) 自動車改造費助成事業

(年間の助成者数)

(単位：人)

	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
自動車改造費助成事業	5	2	4	4	4	4

《事業の内容》

自己の所有する自動車の操向装置及び駆動装置の改造が必要な障害のある人に対し、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

現在実施しています。

平成24年度以降も継続して実施します。

(7) 住宅設備改善費給付事業

(年間の給付件数)

(単位：人)

	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
中規模改修	1	0	6	4	4	4
屋内移動設備設置	0	0	2	1	1	1

《事業の内容》

重度の身体障害者が日常生活の利便を図るため、その居住する家屋の住宅設備を改善した場合に、改善に要する費用を限度額内において助成する。

《実施に関する考え方と見込み量確保のための方策》

現在実施しています。

平成24年度以降も継続して実施します。

# 第6章

## 計画の実施と評価

(白紙ページ)

## 第6章 計画の実施と評価

### 1 障害のある人の地域生活支援の仕組み

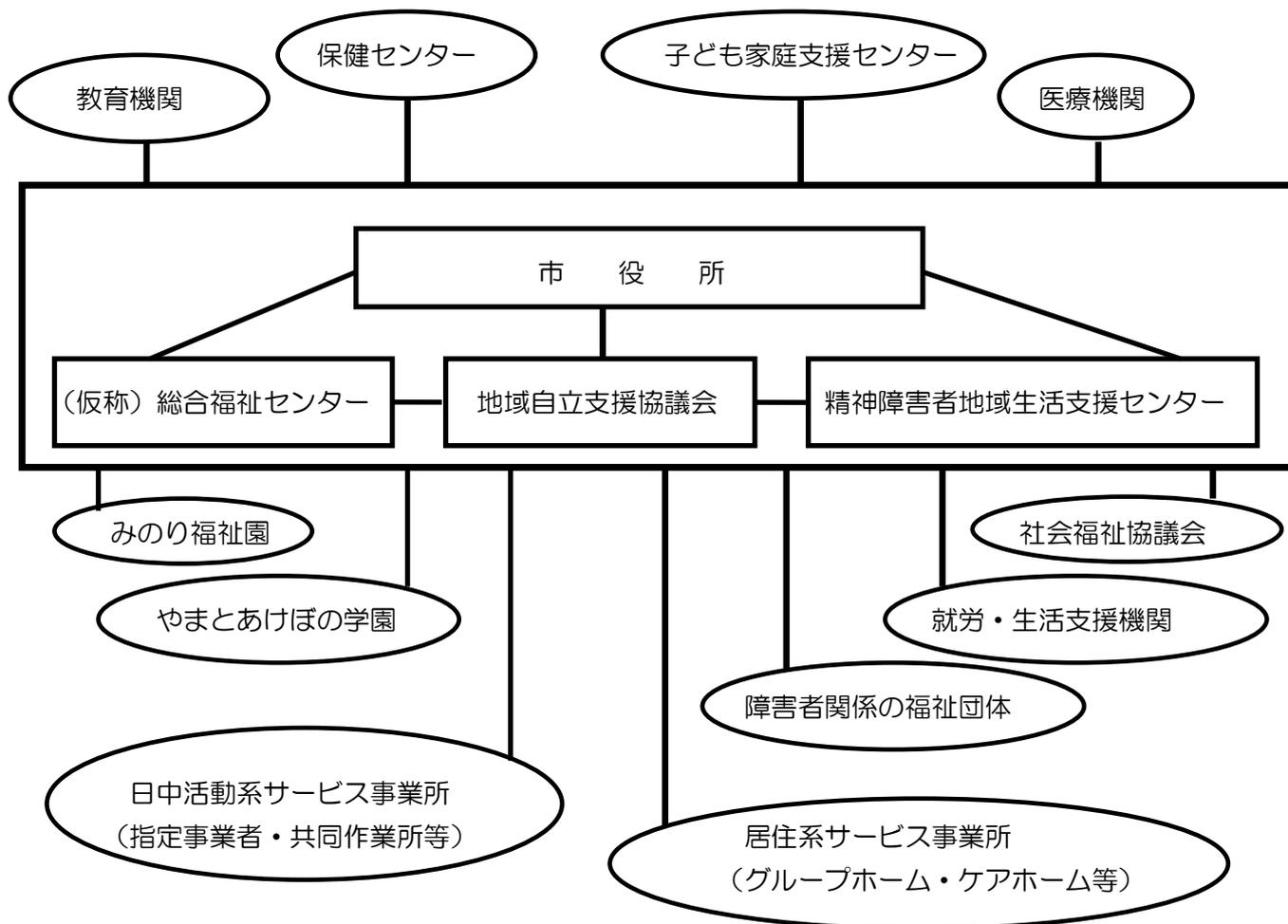
障害のある人の自立と地域生活・社会参加を支援するため、障害福祉サービス等に係る施設機能が必要であるとの観点から、東大和市桜が丘2丁目地内に、(仮称)東大和市総合福祉センターの建設を計画しています。市民参加により検討を重ね、平成22年2月に「(仮称)東大和市総合福祉センター基本計画(原案)」を作成しました。しかし、市の財政状況が厳しいことから基本計画の策定については、当面の間、延期されました。

平成23年8月に「(仮称)東大和市総合福祉センター基本計画策定検討委員会」が再開され、基本計画(原案)の見直し等を行い、基本計画策定に向けた議論を行っています。

基本計画(原案)では、障害のある人に係る事業として、①障害者相談支援事業、②就労生活支援センター、③生活介護事業、④地域活動支援センター、⑤短期入所、⑥日中一時支援事業、⑦多目的集会室、⑧喫茶コーナーの設置が掲げられています。

この(仮称)東大和市総合福祉センターが、障害のある人の地域生活支援の中核として機能することが期待されています。

《障害者地域生活支援システムイメージ》



## 2 関係機関・団体との連携

福祉、保健、医療などの関係機関、福祉活動を行う地域の団体、NPO法人、サービス事業者との連携を進め、必要に応じて連絡会議等を開催し、障害福祉サービスを必要とする障害のある人、家族等への相談支援を充実し、障害者施策の推進を図ります。

## 3 計画の進行管理

計画に沿った施策の推進を図るとともに、各年度の事業の実績・進捗について、東大和市地域福祉審議会に報告し意見を聴き、計画の進行管理や評価を適正に行います。

また、障害者自立支援法の改正により、障害福祉計画を定め、または変更しようとする場合は、あらかじめ地域自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされたため、計画策定にあたっては、東大和市地域自立支援協議会の意見聴取を行います。

これらの結果を、第3次東大和市障害者計画・第4期東大和市障害福祉計画の策定に適切に反映して行きます。